

## 研究ノート

“*The Remembrancer*”の一論説の註釈

—18世紀イギリス社会についての研究—

米田清治

当時の著名なジャーナリスト John Almon (1737—1805年) が、Temple 伯 (1711—79年) の影響のもとに、発行したきわめて野党的な性格の月刊誌 “*Political Register*” の 1768 年 1 月号は、イギリスの有権者への警告というかたちで、‘merchants’ という名称を僭称している階級のひとびとに対する批判を行ない、つぎのように述べている。すなわち、「商人の〔社会上の〕地位は正当に尊敬されるべきものである。…しかし、まったく上のような理由で、どのようなひとびとに、われわれはその〔商人という〕名誉ある肩書きをあたえるかについて、きわめて慎重であるべきである。〔したがって〕真の、冒険する商人 *real adventuring merchants*, すなわち実際に外国貿易において大金を用いているひとびと以外には、その肩書きが当然あたえられることができるひとびとはいない。代理人商人 *factors*, 代理業者 *agents*, 保険業者 *insurers*, ブローカー *brokers* や、このような種類のひとびとは、彼らの分野において大いに有用であるけれども、その〔商人の〕地位という榮譽を受ける資格はないのである。まして、国債を取り引きする商人 *fund-mongers*, 証券仲買業者 *stock-jobbers*, 特権会社の理事 *directors of incorporated companies*, 政府との請負契約者 *government contractors*, 〔宮廷を利用して不正の金もうけをする〕政商 *court-jobbers*, そして権力者の手先とか、国民を犠牲にするひとびととか呼ばれるかもしれない他のひとびとは、その榮譽

を受ける資格はないのである<sup>(1)</sup>。

ところで、この記事が行なっている批判の意図、あるいはその背後の事情を明らかにすることは、18世紀中頃のイギリスの社会構造、あるいは政治構造がもっていた問題を明白にするとともに、18世紀ラディカリズム運動を展望する手がかりになるのではないかと思う。そこで、そのための一つの方法として、当時の多面的な著述家 James Ralph (1705?—62年) が ‘John Cadwallader’ という偽名で編集していた、皇太子 Frederick Louis (1707—51年) の機関誌 “The Remembrancer” (1747.12—1751.6)<sup>(2)</sup> の1748年9月3日号および9月10日号に掲載され、「この節や、いくらかの他の文章の書きぶりのなかに、われわれは、“the Dissertation on Parties” [The Craftsman, 1733.10.27—1734.12.21] のすぐれた著者 [Henry Saint-john, Viscount Bolingbroke (1678—1751年)] を見出すことができると考えている」といわれている “The Cause of the Decay of Trade, especially at London; the real and pretended Merchant distinguished; the Use of Stock jobbing, Origin of Funds, &c.” [イギリス、とくにロンドンにおけるトレイド(商工業)の衰微の原因・本当の商人とにせのいわゆる商人とが区別されるべきこと・証券仲買(投機)業の利用や国債の起源、などについての論説] の註釈を行なってみたいと思う。ただし、わたくしはこの註釈のためのテキストとして、Gentleman’s Magazine, Vol. XVⅢ, 1748.9, pp.408—412. に転載されたものを用いた。なお、訳文の( )は原文のまま、〔 〕はわたくしの挿入である。<sup>(4)</sup>

註 (1) S Maccoby, *English Radicalism 1762—1785 : The Origins*, 1955, p. 83. なお, “Political Register” については, *ibid.*, p. 519. 参照。

(2) Archibald S. Foords, *His Majesty’s Opposition 1714—1830*, 1964, p. 267. そのほか, John Carswell and L. A. Dralle ed., *The Political Journal of George Bubb Dodington*, 1965, Introduction xviii, pp. 3 n. 1, 27, 50; Laurence Hanson, *Government and the Press 1695—1763*, 1967, p. 48. なお, James Ralph については, *The Dictionary of National Biography*, Vol. XVI, 1963—4, pp.

664—7.

- (3) *Gentleman's Magazine*, Vol. XVⅢ, 1748・9, p. 411n. なお, Bolingbroke については, さしあたり *The Dictionary of National Biography*, Vol. XVⅡ, 1959—60, pp. 618—33; Jeffrey Hart, *Viscount Bolingbroke: Tory Humanist*, 1965. 参照。
- (4) *Gentleman's Magazine* については, Hanson, *op. cit.*, pp. 79—82; David Harrison Stevens, *Party Politics and English Journalism 1702—1742*, 1967, pp. 121, 128; A. S. Turberville, *English Men and Manners in the Eighteenth Century*, 1957, p. 348; Benjamin Beard Hoover, *Samuel Johnson's Parliamentary Reporting: Debates in the Senate of Lilliput*, 1953, pp. 10—12, 21—2.

政府における富のおどろくべき浪費はすべて, 商人 merchant の能力とたくみな処理とによって, 補われてはいるけれども, トレイダー traders があまりにも富裕であり, 勝手ほうだいであり, おうへいであったということが, しばしば大臣たちの泣き言であるといわれている。それで, 後にトレイダーを奴隷化するために, まず彼らから富を奪う一連の全く真の努力が行なわれた時期を指摘することは, それほど困難な仕事ではないだろう。

イギリスの商人は, 保護——商人はそのためにたいへん高価な犠牲を払ったが, 周知のように彼らが必要としたものである——を求めるにすぎないという理由で, 政権を握っているひとたちによって, 公然と, 浮浪者であり, そしてまた扇動者でもあるとして扱われていたということは, いまもなお記憶に残っている。そして, その当時のわが国の大臣たち *ministers* は, 特にロンドン市 *the city of London* [Greater London] のほこりをきずつけるという一定の目的をになわされており, 彼らは, もしロンドン市民がフランス人, あるいはスペイン人であったとしてもその時たぶん彼らが行なったであろうよりも, その目的の遂行に熱中したということ, 多くのひとびとはまだ忘れてはいないのである。

この非難にはなんらかの真実性があったかどうか, あるいは, より特に非難されたひとの後継者たちが, その政治 *administration* の他の原則すべてと

同じように、前述の目的をも受け継いでいるかどうか、わたくしはあえて明白にするつもりはない。〔いずれにしても〕たぶん、イギリスのトレイドの状態はすでに全般的に非常にわるくなっているか、まもなく非常にわるくなるであろうから、どの港でわが国の商人が最初に困窮するであろうかは、問うにたるものではない。

フランス人がオランダ人をたくみに圧迫して彼らのトレイドの支配・独占の大部分を打破してしまっていたので、それからまた海上におけるわれわれの優位（非常におくれて発揮されたけれども）によって、われわれはその全部を十分に手に入れる見込みがあった。もし海上において戦争〔主としてジョージ王の戦争（1744—48年）などをいう〕がもう数年間長くつづけられたならば、たぶん、われわれは、われわれの輸入品のすべてに課された関税の負担にわれわれを耐えさせることができたであろうような利益を、広く世界から得ることができたかもしれない。しかしその優位は政府の *ministerial* 目的のために用いられるにすぎなかったので、また、フランス人は彼らが奪われたばかりのすべての利益をとりかえそうとしているばかりでなく、将来のためにそれらをまもるのによりよい状態に彼ら自らをおこうとしているので、そしてそのうえ、われわれの力が弱くなるにしたがって、税の負担がますます耐えられなくなるので、わが国のトレイドは、その利益になるような奇跡が起こらなければ、次第に税の重荷に耐えることができなくなるにちがいない。〔ところで〕このような状態において、せめてわれわれの為政者に求めることができることは、トレイドのひっばくがあらゆる所で公平であるようにということ、またそれがすべての場所にひとしく浸透するようにということ、そしてなかんずく、第一に大きな変化が急激に起こらないようにということである。〔しかし〕十分に事実に通ずるような立場にあるひとたちによって、ロンドンのトレイドはここ数年の間衰退の傾向をたどっていると主張されている。そして、この衰退をもたらしたいくらかの原因のなかで、つぎの二つのことが明白であり、否定できないものであるといわれている。

る。すなわち、1.われわれの輸入品に対する重税——本質的にトレイドにとってきわめて多くの破滅をまねくものである——が不公平に集められていること、そして2.トレイドに従事しているひとびと mercantile men を、トレイドのもたらす利益 mercantile interest からひきはなすようなやり方、いいかえるならば、いつも巢にいて働かない雄ばちを巢に入れるばかりでなく、巢に対する全支配力をそれらにあたえるようなやり方がみられることである。

第一のことを明らかにするためには、密輸出入という罪惡 *the evil of smuggling* はもっぱら重税に起因しているということは述べる必要がないと思う。だれでもみな、必死のひとびとは利益のためには危険をも無視するというを知っている。また、だれでもみな、誘惑するものを除くことほど密輸出入〔という罪惡〕を除くための有効な方法はないという意見をもっている。そして、だれでもみな、スコットランドの反逆者〔1715年あるいは1745年の Jacobites の反逆を支持したスコットランド北部の高地地方のひとびと<sup>(1)</sup>〕に対して行使され、たいへん成功をもたらしたのと同じ武力が、サセックスなどの反抗者〔密輸者<sup>(2)</sup>〕に対してより首尾よく行使されることができなかつたのを不思議に思う。しかしたぶん、だれでもみな次のことがらに気がついているわけではない。すなわち、ロンドンの港ではかなりの不正手段はどのようなものでも犯されることができないほど、厳正に取り立てられているのと同じ税が、他のところでは同じような厳正さで取り立てられていないということ、ロンドン以外の港、いわゆる外港 out-ports の役人たちはロンドンにおいてと同じような厳格な規律に服従させられていないということ、それらの港の多くには、公認の密輸者も同然であるある種の輸入業者がいるということ、これらの半ば密輸者であり、半ば商人であるひとびとは、ときどき商品をまったく通関手続きなしに陸あげすることができるように、またはときどき役人が彼の任務を果たし、トレーダーが彼の税を支払っていると思われるために、詐欺的な通関手続を行なうことができるように、役人たちとは

からうほどのきわめて誘惑的な機会（彼らは必ずそれらを利用する）をもっているということ、この共謀の結果として、トレイダーは、その仕入れ原価においてこのような不正な払いもどしを受けないひとびとよりも、安く市場に供給することができ、そして役人は、彼を使用している政府の代りに、寄付を取り立てているということ、役人もトレイダーも同一の政治的利害関係にあり、同一の強力な保護を受けているので、この上述の許されない交わりはそれだけますます安全に行なわれているということ、トレイダーは自治都市 borough においてしばしば有力者であり、また役人は自治都市を代表しているひとびとの手先であるので、両方とも議員の特権 *privilege of parliament*〔議員の不逮捕特権<sup>(6)</sup>〕を受ける権利があると自にんしているということ、そして、すべての点から考察して、政府の歳入に損害をあたえ、公正なトレイダーの勇気を失わせるのと同じ不正行為は、さらにまた国家構造 constitution の衰退の一因ともなっているということについてである。

このような実情であるので、富裕になるいちばんの近道を求めていた多くのトレイダーは、ロンドンをさり、外港の利益の分配を求めているのは当然である。そして、ここ数年間に彼らの多くが、ロンドンのもっとも富裕な商人と競うほど富裕になっているということも当然である。また、これらのトレイダーの近くにいる小売商人がロンドンの市場に行かないで、より近い、しかも値段がより安い外港で買入れているのも当然なことである。

しかし、上に述べたことがすべてではない。というのは、もしさきに述べたような関税の集め方の不公平がすでにロンドンのトレードにこれほど有害な影響をもたらしているとするならば、さらに最近かけられた5パーセントの増税〔1747年輸入関税の標準税率が15パーセントから20パーセントに引き上げられた<sup>(4)</sup>〕は上のような有害な影響を二倍にも三倍にもするであろうというわけである。しかもまた、トレードの衰退と不正行為の増加にともなうこれらの関税の不足している状態が、ただ彼らのみ不正行為を処罰する権限をもっているひとびとにとって容易ならないこととなるまで、それらの防止策

を要求してもたぶんむだであろうというわけである。

ロンドン市のための要求の正当性と、その要求を正当と認める根拠については、自明のことである。〔すなわち〕法律は必ずしも道理や正義に一致するとはかぎらないが、いずれにしても、法律は公平に執行されるべきものである。わたくしの知っているかぎりでは、政府のどの部門にも法律適用免除権 dispensing-power<sup>(5)</sup> はあたえられていない。そして、もしそれがあたえられているとしても、利害をともしにする一つの社会の構成員はすべて、他のものを犠牲にして恩恵をあたえられるべきでない。〔実際〕ロンドンの市民やその他の住民は法律適用免除を要求してはいない。しかし、彼らがその他のイギリス国民と同等にとりあつかわれることを求めるのは当然であり、また彼らがそうするであろうことがわたくしの希望するところでもある。せめてこのくらのことは彼らのためにしてもらうことができると、わたくしは思う。そして、あらゆる地方から来た貴族やジェントリーの階層が彼らの間で一年の大部分住んでいるということや、その他の諸利益から考えて、彼らは過重な税の負担にも耐えることができると、もしも主張されるようなことがあるならば、彼らはそれらの利益にみあうだけの多額のものを支払っていると、わたくしは答える。というわけは、回収できない貸金によって彼らが毎年こうむる損害はさておき、彼らは、わが王国のその他の地方では免除されている種々の税を納め、奉仕を行なう義務があるからである。たとえば、貸馬車に対する税は彼らに特有のものである。また、あらゆる種類の製造業に非常にいちじるしい影響をあたえる石炭に対する税の施行範囲が、〔1592年に始められた死亡者の週間報告がおよんでいた〕ロンドンおよびその周辺を越えて—beyond the Bills of mortality 拡大することはほとんどないという状態である。そのうえ、ここでは食料品の値段や労働賃金が、イギリスのその他のどの地方よりもはるかに高いのである。そして、船舶の便宜はどうかというと、イギリスのほとんどすべての港がこの点でロンドンより有利な立場に立っているということは周知の事実である。たとえば、〔ロンドンの港

では] 貨物船に対する超過停泊にともなう滞船料 demurrage だけでもしばしば、一航海の利益を使いつくしてしまうことがあるということ、また、ここから出航した船がまだイギリス海峡をはなれることができないうちに、イギリス西部の港から出航した船は西インド諸島に到着してしまっているということなどがよくひとびとに知られていることがらである。

さて、われわれは、ロンドンにおけるトレイドの衰微の第二の原因を考察することになる。しかし、前置きとして、つぎのようなことを述べておくことが適当である。すなわち、[大臣たちの] 要求、いいかえるならば当時統治するための必要とよばれていたものがはじめてたいそう増大したので、それらの要求を行なった大臣たちは、それらに十分応ずる国費をその年のうちに調達することが彼ら自らにとって安全な方法であると考えないで、むしろ[将来の税収入の] 抵当と先取り mortgage and anticipation という方法によって、ほとんど気がつかれないほど少しずつ[税などの] 負担を重くするほうを選んでいた。それにもかかわらず、一般のひとびとは国債 national debt <sup>(6)</sup> のもたらす結果についてほとんど知らなかったので、その当時、国債の発生や発達については関心が示されず、その後わが国の一般の歴史家たちによってもほとんどふれられていないという状態である。

同じように、一般のひとびとは、独占的な特許状を得て合本企業制 joint stocks でトレイドに従事している、あるいはトレイドに従事しているように見せかけている組合 companies <sup>(7)</sup> が、トレイドかあるいは国家構造かに対してもたらすかもしれない不都合なことについてほとんど気がつかなかった。そのため、ウィリアム3世の治世[1689—1702年]の間多年にわたって、東インド貿易をトーリーズ [Josiah Child を総裁とするロンドン(旧)東インド会社 the Governor and Company of Merchants of London trading into the East Indies] の支配から奪い取り、それをウィッグズ [1698年 Thomas Papillon などによって設立されたイギリス(新)東インド会社 the English Company trading to the East Indies, さらに、1709年上述の二つの会社が合同・設



立した合同東インド会社 the United Company of Merchants of England trading into the East Indies] に移すために続いたはげしい争い<sup>(8)</sup>の間も、国立銀行 a national bank [1694年設立されたイングランド銀行 the Bank of England に対抗して、1696年設立を許された国立土地銀行 the Governor and Company of the National Land Bank] を設立する計画がひき起こしたはげしい争い<sup>(9)</sup>の間も、彼らは、何が国家の繁栄に根本的に影響をあたえるかということについてよりはむしろ、好奇心と興味とをひくことがらとして、その事件に関心を示した。そして、同じようにまた、その時代に対して十分な知識や理解の不足の傾向があるわが国の一般の歴史家たちは、まったく言及しないか、あるいは浅薄な読者を迷わせ、注意深い理解力のある読者をいらだたせるのをたすけるだけであるきわめて簡単で、不十分な方法かどちらかで、上に述べられた重大な事実を両方とも、無視しているのが実情である。

けれども、この時代では、上に述べたような事件の結果として、そして、きたるべきすべての時代を衰退にみちびくものではないにしても、その時代の永久にまぬがれることのない汚名をまねくものとして、つぎのようなことがらが周知の事実となった。すなわち、役人あるいは議員が金のためならば、どのような利権仕事——それがいかに卑劣なものであり、不正なものであっても——をも助けるために、彼らの能力を使い、彼らの地位も、そして自らの国も犠牲にすることを承知させられたかもしれないということ、また、新しい政府〔ウィリアム3世の政府〕の非常な努力は、国民の愛情を得ようと努めるかわりに、自らを国民の財産とからみ合わせることにむけられたので、後者をそこなわないで前者を大改革することができなくなるほどであったということ、そして、権力と金力 *power and money* とのこのような結合の結果として、その取り引きを進めたひとびとと、彼らの共謀者たちは、国の富からほとんど彼らが望むだけの彼ら自らの分けまえをとる権限をあたえられていたということも周知の事実となった〔この節は、下院議員に対して、1693年東インド会社によって新しい法令・権利特許状 *act and charter* を得るた

めにあたえられた 100,000 ポンドに近い多額の金や、その他の彼らに対する贈賄のことを暗にさしているのである……（原註）。

より明白に述べるならば、国家構造 the habit of the body politic において今述べたような大きな、しかし目に見えない変化が行なわれた時、金を手段として用いるのには二つの方法しかなかった。すなわち、トレイドと金貸し業 usury とにおいてである。これらのうち、前者は当然そうあるべきであるように、尊敬すべきものとみなされており、そして後者は、もし法律の限界〔1571年の法定最高利率は10パーセント、その後、1623年には8パーセント、1651年には6パーセントに低下し（1660年に確認）、そして1714年以降は5パーセントとなった<sup>(9)</sup>〕をこえるならば、当然恥じるべきものとみなされていた。金貸し業者 usurer の活動領域は常に内密なものであり、浪費家やきわめて貧しいひとびとによってのみしばしば出入された。そして、それらのひとびとは助けを求めにいった所で身の破滅を経験した。それと反対に、トレイダーは公然と暮らしをたてており、彼の取り引きは開放的であった。彼に対する評判が彼の富を保証するものであった。彼と労働者や製造業者 labourer and manufacturer との取り引きは両方にとって有利であり、そして彼が得た所得はすべて、一般のひとびとにとっても所得であった。

〔ところで〕当然の結果として、上述のようなものが国家 commonwealth の状況である間、財産の循環もそれに類似するということになった。〔すなわち〕富裕な商人は、浪費癖のある相続人が食いつぶした遺産を購入することによって受け継ぎ、したがって、地主がむす子たちの分け前として蓄積していた富の大部分がトレイドにもどってきた。そして、もしそれらが適当に大切に扱われるならば、それらは新しい一門 family の創設への道を開くこととなった。

しかし、戦争体制の下では、トレイドにおける冒険的事業はもはや同様な条件で継続することがないということ、危険がますます大きくなり、利益がますます小さくなるということ、オランダ人もフランス人もあらゆる外国市

場でわれわれの競争相手である間は、彼らはわれわれの航海を妨害し、われわれの船舶をだ捕するという、全般的に実力を行使することはわれわれ自身の意図や利害関係によりも、他の国々のそれらにより関係があるということ、要するに、世界中でもっともゆたかな貿易という鉞脈によってよりはタリー tallies〔木彫りの割符で国庫が発行した納税受領証<sup>(1)</sup>〕を割引し、国家の窮状をくいものにするによって、おびただしくより多くのものが、たいへんより高い安全さをもって得られることができるということなどがわかった時、できるひとはほとんどすべて、トレイドから彼のストックを引き出し、それを国債 funds にむけることを彼の行なうべきこととした。その結果、全ロンドン・シティ the city [the City of London] が証券ブローカーや金貸し業者の コーポレーション 組織 になったようにみえた。また、個人を相手に行なわれた時には法律が有罪とみなしていることが、国家を相手に行なわれた時には、無罪であるのみならず、功績があるとみなされるようになった。そして、〔この場合〕国家の状態は、現金でははなはだ困窮しているが、多くの割増し金や利子を支払い、そして十分な保証をあたえることができる、いいかえるならば、執達吏にも不法な搾取者にもとりかこまれ、彼がもっている財産のすべてを後者に抵当に入れなければ、前者の長いつめから彼自身をまったく救い出すことができないような、負債を負ってはいるが、富裕なひとの状態にちょうどにいた。

このようにして、新しいが、しかし有害な種類の商業が、古いものの衰退の結果として起こった。というのは、（議会によって貸し主に譲渡された借用証書 securities が当時呼ばれはじめたように）国債が市場性のある商品であるということ、そして政府の信用が消長するにしたがって国債の時価相場表が上下するということが知られるとともに、国債を譲渡すること *transferring* や、国債を仲買すること *stock-jobbing*<sup>(2)</sup> が一つのトレイドとなったからである。それどころかさらに、自らの利己的な目的にそうために、うそをいうことによって政府を、きょうは信用のある状態に、あすは信用のない状態

にもたらしことができるような不正手段を考え出すひと *artificers of fraud* があらわれた。そして、このような不正手段は、彼らが買ったひとびとにとっても、また彼らが売ったひとびとにとっても、ひとしく不利益なことであった。

しかし、これらの残虐な時代においても、わずかな残りの商人は彼らの誠実さをもちつづけ、そして、大臣たちとの契約や取引きによって毎年彼らの同国民をだまし、その金銭をうばい取ることから、あるいはすでに述べたような他の陰險な行為や策略によって、得られることができるすべてよりも、彼ら自身の職業は不安定なものとなっていたけれども、それによって正当に得た利益のほうを、彼らはむしろ選んでいたということのみとめねばならない。

また、議会は、これらの大変不正な行為によって国民にのみならず、政府にももたらされる種々の財政的困難を感じはじめたので、まもなく、つぎのような対策を講じた。すなわち、今後5年間タリーに対するどのような割増し金、あるいは割引利子でも6パーセントをこえるべきではないとした、そして、もし違反すれば罰金としてタリーの価格の3倍を失い、なおそのうえに、その違反者は公に対する不法な搾取者として法律に服すべきであるという条件が付けられていた〔ウィリアム3世8年—9年・法律第20号(1697年)<sup>(9)</sup>〕。そして、われわれの国民的商業 *national commerce* と *'Change Alley*〔金融業者が集まり、取引きを行なったロンドン・シティの裏通り〕のそれとを、利益ということについて、同一水準にいくらかより接近した状態にもたらそうとするこの最初の試みや、すぐ後に結ばれた平和条約〔ファルツ継承戦争(アウグスブルク同盟戦争)後のライスウィック *Ryswick* 条約(1697年9月20日)<sup>(10)</sup>〕の結果が十分なものであったので、貿易が再び求められるようになった。〔このようにして〕一方において国民はより多く利益を得、また他方において政府はより安く必要物を供給されるようになった。

しかし、まだ根が地中に残っていた。すなわち、すでに負っていた負債を

償却するためには、多くの時間が必要とされた。また、あらかじめ多くの不足分に備えねばならず、いくらかの新しい国債が発行され、いくらかの国債は〔その償却期間を〕延長された。この手続きのあらゆる段階において、資本家 money'd men〔特に金融関係者〕はその意見を求められ、その利益を考慮に入れられた。そして、戦争〔スペイン継承戦争〕が起こった時〔1701年〕（それは、さきの戦争の痛手がまだ生々しく、出血していた時であった）、彼らの支持を約束することのできるような十分な手段が講じられ、出資やその他の時々の援助の提供に対して十分な代償が彼らにあたえられ、しかも政府のもっとも重要な行動にとってすら、彼ら自らが非常におもきをなす有力な存在であると彼らは考えていたので、女王〔アン1702—14年〕が種々の理由や配慮——彼女はそれらについて判断を下す〔権限をもった〕唯一のひとである——から彼女の内閣の更迭を行なうことが適当であると考えた時、これらのひとびとは、全議会のすべての信任をその内閣にのみあたえ、ある種の共謀を企ててその更迭に反対し、そしてつぎのような趣旨の申し出を行なうほど、女王を侮辱するような傲慢さと不遜さをもっていた。すなわち、その更迭の懸念はシティのトレイドに従事するひとびとを大いに不安にさせ、信用取り引きを動揺させ、そして、彼らも恐れていることであるが、もし更迭がとりやめられないならば、銀行の取り付けが起り、彼らが政府の要求をみたすことを不可能にすることになるであろうという申し出を行なったのである〔これは、1710年6月、総裁の Gilbert Heathcote など4人のイングランド銀行の理事たちが、大蔵総裁 Sidney Godolphin などの大臣たちを罷免しようとしたアン女王の企図を思いとどまらせようとした場合のことをいう〕。

このことは、反政府の興奮が（少なくとも王政復古〔1660年〕以来）もっとも激しくあれるった時ですら、ロンドンの〔市長をはじめとする〕司法・行政をつかさどる役人たち magistracy が行なう勇気のなかった極端なことがらであった。そしてこのようにして、イングランド銀行 the bank を設

立すること〔1694年〕、東インド会社を新しくつくりかえること〔イギリス（新）東インド会社（1698年）、さらには合同東インド会社（1709年）の設立〕、そのほか、全金融関係者を宮廷の利害関係とむすびつけ、そうすることによって、しばしば起こる王の財政困難と、それにとまらぬシティに対する貸し付けのひんばんな要請などによってシティがかく得しはじめていた重要性を、それからうばいとるためにとられたすべての処置は、その危機において、内閣にのみその重要性をあたえるのに役立ったようである。そして、内閣に対する支配力をもっているひとはだれでも、それをもろ刃の剣のように、王に対しても、また国民に対しても用いることができたようである。

しかし、この先例のないあつかましい事実ほどおどろくべきものがないとするならば、それがトレイダーの名において提案されたということを知ることとは、少なくとも同じほど腹の立つことである。というのは、国債について営まれているトレイドに関していわれることができるもっとも好意的なことからは、市場における国債の価値が大いに依存している信用や評価の悪化をこのトレイドは阻止するのに彼立っているということ、そして、他のあらゆる点において、このトレイドは国民に利益をもたらすものであるよりはむしろ国民に害をもたらすものであるということ、現下のあらゆる事情から明白なことがらであるからである。

この種のトレイドと、はじめからそうみなされていたものとは相互に少しの関係もなく、それらはある意味で両立しない敵対関係にあるということもまた明白である。そして、国債を取り扱っているトレイダーの多くは輸出業者でもあるということはみとめられるべきであるけれども、彼らは尊敬に値する名称のかげに必ず隠れているにもかかわらず、後者の資格で、彼らがこのようなかん言や、あるいは他のどのような行政の運営にも参加しているということはみとめられることができない。

結論へ急ごう。その時から今まで、同一の原則がまもられている。そして、それらの結果として、金融関係者はいぜんとして政府の利害関係に追随して

いる。もしわれわれがトレイドに従事している種々のカムパニーに目をやるならば、その理事たちは彼ら自らのものよりも優位にある方針にもとづいて行動しており、商人の利害関係が証券仲買業者 *jobber* [あるいは公職を利用して私利をはかる政商<sup>68</sup>] のそのために犠牲にされており、したがって、首に鈴をつけられた羊が先頭に立って後から来る羊の群れのために仕事をひき受けているような状態を、われわれはみるのである。〔また〕もしわれわれが〔市長をはじめとする〕司法・行政をつかさどる役人たちに目をやるならば、同じようなパン種〔潜勢力〕が全体的にひろがっているのをみるのである。〔すなわち〕市民〔市民の権利・特権をもつ都市の自由民〕は宮廷に出入りするようになり、王の接見の時卑屈な態度をとり、〔政府における〕地位 *seats* を自らのためにかく得し、そして、彼らは当然そうあるべきであるように、王国の貿易を維持し、拡大することを助けしないで、〔政府との〕請負契約、〔政府のための〕送金、あるいは同じような性質の他の不正な報酬についての有利な分けまえのために、王国の貿易を犠牲にすることを助けているのをわれわれはみるのである。そして最後に、<sup>ビジネス</sup>産業交易の全般的な領域に目をやるならば、国債の領域がそのうちでもっとも繁栄している分野であることをわれわれは知るであろう。また、われわれの最近の貸し付けについての取り引きや、それに付随した種々の取り引きの間、国債の応募者 *subscribers*、国債のブローカー、〔給料などの〕支払い許可書を割引する商人 *ticketmonger* などの〔いわゆる〕食食者の一群がかなり増加したということ、〔さらに〕多数のひとつとが、上に述べたようなことを始めるために、彼らの以前の潔白であるが、しかしひもじいおもいをする職業をすてたということ、そして、急に富裕になるもっとも容易な方法は政府 *administration* の代理商人としてやとわれることであつたということ<sup>69</sup>をわれわれは知るであろう。

そして、上に述べたことですら、われわれの前途に存在する見通しのうちで最悪のものではない。というのは、トレイドの当然の利益を見捨て、少なくし、そして裏切ることに満足しないで、この毒へびのような役割をつとめ

る悪意のあるひとびとは、すべての場合において、あらゆる不正な大臣 *minister* や、あらゆる不正な手段についての自らみとめた擁護者のようであるからである。そして、彼らはどのような不当な圧迫の存在をも否定するか、あるいは、もし不当な圧迫を否定することが不可能であると証明されるならばそれを必要なものと称するかはのいずれかであり、また、それを除くことを求めるということは治安妨害と同じであると主張するからである。そして、このような要請のどのようなものに対しても抗議をすることによってだけではなく、おく病なひとびとや、弱いひとびとや、気まぐれなひとびとや、食欲なひとびとや、そして怠惰なひとびとをして彼らの例にならわしめることによって、彼らの支配者に、彼自身のあやまった処置のいいわけとして、商人がすべてその考えを一致させるまでどの大臣も彼らをよろこばせることは不可能であろうと主張する口実を、あたえているからである。

しかし、ロンドンのトレイドと外港のそれとが同等の立場におかれるべきかどうかは、政権をにぎっているひとびとの意志によるものであるとしても、この証券仲買業 *jobbing-craft* [政商] は、たいそう不公平であり、当を得ないことでもあるが、われわれの国民的商業 *national commerce* よりも優位な立場に立つことをゆるされてきたが、その優位な立場をそれがもちつづけるだろうかどうかは、大いに、われわれ自身の意志によるものである。というのは、すべてのひとびとがいかに間接的であってももっとも有利な進路に突進するということは当然であるにすぎないけれども、世間の評ばんもよく、しかも彼らの同業者仲間一流の地位に立つことをも望まないひとは少ししかないからである。それゆえ、もしわれわれが証券仲買業者 *stock jobbers*, [政府との] 請負契約者 *contractors*, [政府のための] 送金業者 *remitters*, 公認された密輸業者 *licens'd smugglers* などの政府側の *ministerial* 一団と、公正で誠実な輸出業者 *exporter* とを区別するならば、[また] もしわれわれが商人 *merchant* という尊敬すべき名称を後者に限り、商業上の問題においては彼の意見のみをみとめるならば、わたくしが [長い間] 是認している意



見にしたがって、たいそう多くのけがれの無い世間の信用は、たいそう多くの不正な手段で得られた富に相当するものとみなされ、恥ずかしさというものは善の働きをなすだろうと、わたくしは結論せざるをえないのである。

- 註 (1) さしあたり J. H. Plumb, *England in the Eighteenth Century 1714—1815*, 1955, pp. 54—5, 107—8; R. W. Harris, *England in the Eighteenth Century 1689—1793*, 1963, pp. 78—9, 97—8. 参照。
- (2) Max Beloff, *Public Order and Popular Disturbances 1660—1714*, 1938, pp. 96—7; T. S. Ashton, *An Economic History of England: The 18th Century*, 1955, pp. 164—5.
- (3) F. W. Maitland, *The Constitutional History of England*, 1950, pp. 320—4.
- (4) Ashton, *op. cit.*, pp. 162—3.
- (5) Maitland, *op. cit.*, pp. 302—5.
- (6) ‘the National Debt’ という語の用い方は、種々の変形があるけれども、最初 ‘the debts of the Nation’ であり、1713年の講和の後 ‘the public Debts’ に、それから ‘the National Debts’ に、そして最後に1730年代に ‘the National Debt’ にというように変化したようである (P. G. M. Dickson, *The Financial Revolution in England: A Study in the Development of Public Credit 1688—1756*, 1967, p. 50 n. 1.)。
- (7) 東インド会社などの当時の会社形態については、さしあたり Lucy S. Sutherland, *The East India Company in Eighteenth-Century Politics*, 1952, pp. 9—10; 大塚久雄『株式會社發生史論——個別資本の歴史的研究 第一部——』(中央公論社、《3版》昭和39年) 540 ページ参照。
- (8) W. R. Scott, *The Constitution and Finance of English, Scottish and Irish Joint Stock Companies to 1720*, 3 vols., 1910—12, Vol. II, pp. 150ff.; Sutherland, *East India Company*, pp. 6—7; Christopher Hill, *Reformation to Industrial Revolution: A Social and Economic History of Britain 1530—1780*, 1967, pp. 129—30; 大塚久雄, 『前掲書』575—8ページ。
- (9) 杉山忠平『イギリス信用思想史研究』(未来社, 1963年) 第2章, 278ページ註38。その他, 田中生夫『イギリス初期銀行史研究』(日本評論社, 昭和41年) 122—3ページ。Sir John Clapham, *The Bank of England: A History*, 2 vols., Reprinted 1958, Vol. I, pp. 33—6, 46, 114, 229; Geoffrey Holmes, *English Politics in the Age of Anne*, 1967, p. 164; Maurice Ashley, *England in the Seventeenth Century 1603—1714 (the Pelican History of England)*, 1952, p. 184.

- (10) Sidney Homer, *A History of Interest Rates*, 1963, pp. 126, 157, 163—4; Ashton, *op. cit.*, pp. 27—8; Dickson, *op. cit.*, p. 39 n. 1, 470—85.
- (11) Dickson, *op. cit.*, pp. 350 ff. ; Clapham, *op. cit.*, Vol. I, p. 11 n. 2 ; E. L. Hargreaves, *The National Debt*, new impression, 1966, pp. 2, 2n. 3.
- (12) ‘stock-jobbing’ あるいは ‘jobbing’ という言葉は、金融市場におけるあらゆる種類の活動を意味したが、私利 self-interest をはかる、あるいは汚職 corruption を行なうというような意味をも明らかにもっていた (Dickson, *op. cit.*, pp. 32—3.)。そのほか、Dickson, *op. cit.*, p. 18; H. Higgs ed., *Palgrave’s Dictionary of Political Economy*, Vol. II, 1963, p. 484. 参照。
- (13) Dickson, *op. cit.*, pp. 355—6.
- (14) ロンドン証券取引所 the London Stock Exchange の発祥地としての Change- (Exchange) Alley や coffee-houses については、Dickson, *op. cit.*, pp. 490, 506; Roger Fulford, *Glyn’s 1753—1953: Six Generations in Lombard Street*, 1953, pp. 10, 60—1; Claud Golding, *London : the City*, 1951, p. 217; Aytoun Ellis, *The Penny Universities : A History of the Coffee-Houses*, 1956, p. 35; Holmes, *op. cit.*, p. 154. 参照。
- (15) さしあたり Ashley, *op. cit.*, p. 185; W. J. James, *Habsburg and Bourbon 1494—1789*, 1963, pp. 137—8. 参照。
- (16) 当時使用されていた ‘moneyed man’ という言葉は、一般的にはその主要な収入を商業、金融、あるいは産業から得ている、いわゆる「財産家 man of substance」を意味していたが、この言葉は非難あるいは侮べつの意味をもつものであり、しかもしばしばひとによりその意味することが異なっている場合が多かった。したがって、この各種の要素を含んでいる内容を表現するための言葉としては、‘businessman’ が適当であると考えられているようである (Holmes, *op. cit.*, p. 151.)。
- (17) Holmes, *op. cit.*, p. 174, 174 n. 89; Clapham, *op. cit.*, Vol. I, pp. 73—4; Harris, *op. cit.*, p. 62; Dickson, *op. cit.*, pp. 62, 64 n. 1; Lucy Sutherland, “The City of London in Eighteenth-Century Politics”, Richard Pares and A. J. P. Taylor ed., *Essays presented to Sir Lewis Namier*, 1956, p. 52 n. 6.
- (18) 1690年代およびその後半世紀ぐらいの間は、‘broker’ と ‘jobber’ とは、たがいに入れ替えることができる言葉として、用いられていた (Dickson, *op. cit.*, pp. 494, 498, 512.)。そのほか、Holmes, *op. cit.*, p. 154. 参照。

以上が、Bolingbroke が筆者と考えられる論説である。要するに、「現在、わが国のトレイドは活発でない。というのは、商人は東インドあるいは西イ

ンド諸島との貿易を、危険を冒して行なうことによってよりは、〔国債のいわゆる「制限された応募制度 closed subscription」の下での独占的引受人として——引用者〕大蔵省 the Exchequer と取引所 the Exchange との間で、よりよい利益を獲得しているからである」と、すでに1702年2月下院でなげかれていたというのが、<sup>(1)</sup>国債や国家の借り入れ金などについての制度が急速な発展を行ないはじめていたその当時の社会状況であった。そして、このようにいわゆる「財政革命 the Financial Revolution」<sup>(2)</sup>の渦中で、貴族や、金融関係者を主とする大商人などの支配者に対抗して、‘mere gentry’ として衰退の傾向にあった辺境の中小ジェントリーと、ピュウリタンの態度に執着し、古典的ウィッグの性格をもった ‘rebel Whigs’ ともいうべき、ロンドンなどの都市の中小商人 lesser merchants, tradesmen や手工業者 master-craftsmen とが、ともに反政府的で、ラディカルであるという理由で、「不安定で、きわめて消極的な連合」を行なった。そして、野党のもっとも有力な機関誌 “The Craftsman” の経営などをつうじて、このような ‘Tory radicalism’ あるいは ‘democratic Toryism’ の代弁者であろうとしたのが、Bolingbroke であつた。<sup>(4)</sup>

したがって、彼は、「地主 landed interest との敵対関係において、新しい勢力である金融関係者 moneyed interest のタイプをつくる」という、いわゆる「Bolingbroke 神話」にもとづいて、<sup>(5)</sup>とくにトレードや国債に投資する余裕も、意志ももたない中小ジェントリーの立場から、‘nouveaux riches’ の経済的・政治的侵略に対して、抗議を行なった。<sup>(6)</sup>しかし、それとともに、Bolingbroke は、彼の友人で、いわゆる ‘Hanoverian Tories’ のリーダーであった William Wyndham (1687—1740年)<sup>(7)</sup> への手紙 (1717年) においてもすでに書いているように、「外国貿易の収益によって、富を本国にもたらしている商人」に対する熱狂的な支持の態度と、一般的な意味での資本家 men of capital のなかの寄生的な分子であると彼が考えている証券仲買(投機)業者 stockjobbers, 財政の操縦者。financial manipulators, 政府の大債権者

big government creditors, 軍需関係の請負契約者 war-contractors に対するけんおの態度とをはっきりと区別した。そして、特に単なる金貸し業者を、彼は「共同の財産にいかなるものをも加えず、社会の一般のひとつひとつの不幸によって富裕になり、そして社会に対する義務のためになんら微力をつくすこともないひとつひとつである」とはげしく非難したのである。<sup>(8)</sup>

結局、いにかえるならば、Bolingbroke は、当時の政治における腐敗の主要な原因を、地主と敵対関係にあった金融関係者に求め、「イングランド銀行や東インド会社などは、いずれの政府にとっても、その事実上の支配者であり」、「それらの大きなカムパニーのもっとも重要なひとつひとつである理事たちは、生まれながらにして政府のためにつくし、その命令にしたがう運命になっているにもかかわらず、その政府をすら支配するように教育されてきている」と、彼の末年の1749年に書いた“*Some Reflections on the Present State of the Nation*”において、その‘Tory radicalism’的テーゼを示した。いわゆる「トーリー神話」の典拠となるものをつくりあげたのである。<sup>(9)</sup>このようにして、Bolingbroke は、野党のリーダー、あるいは代弁者として、「公正で誠実な輸出業者」を主とするロンドン・シティなどのいわゆる‘middling people (citizens)’に、こえがたい利害関係のへだたりに感じさせながらも、彼らからと、貴族の勢力の増大にもなってその勢力が衰退しつつあった中小ジェントリーから、その支持を得ようとしていたのである。<sup>(10)</sup>

註 (1) Dickson, *op. cit.*, pp. 286, 290. なお、この時代の国債募集の制度はおよそつぎのようなものであった。すなわち、「18世紀の政府は、その財政上の必要については、一部分は現代の考えではきびしく、しかも効果のあがらない税制に、そして一部分は短期・長期の貸し付けに、たよっていた。この両方の貸し付けを調達することについて、彼らは、イングランド銀行がその中核的な地位を占めるようになりつつあった発展途上のロンドン金融市場と、そして、長期貸し付けに関する場合には、さらにイギリスのみならず、オランダなどの大陸諸国の利子生活者階級 rentier class の所持金を流通させるロンドン市場の能力に依存していた。長期貸し付けを募集する時、大蔵省が行なった通常の手続きは、『非個人的な性格 impersonality』のものでなく、いわゆる『制限された応募制度 closed subscription』

であった。すなわち、申し込みは、大蔵省が接触のある個人から求めた。これらの申し込み者は、シティにおけるその時代の大蔵省の接触の広さにしたがって、よりせまい、あるいはよりひろい範囲から、集められた。各申し込み者は、彼らだけでなく、応募者になるつもりのかかなり多くのひとびとをも代表していたというのが、事実のようであった。ところで、これらの申し込みが明確な形をとるようになる間、内密に大蔵省とこれらの申し込み者のなかで比較的重要なひとびととの間で、活発な交渉が行なわれる時期があった。この交渉には、国家財政委員長 the First Lord of the Treasury である首相、大蔵大臣 the Chancellor of the Exchequer はもちろん他の大臣たちも加わっていた。それから、大蔵省の役人と申し込み者との間で、会合を行なう手はずがきめられ、その後はそれ以上の申し込みは考慮されなかった。そして、Lord North も述べているように、『普通この会合は申し込みをした金融関係者を集めることになっていた。また、つねに政府に金を援助するが、その会合の前には決して申し込みを行なわない ‘three monied Companies’ の首脳部を集めることになっていた。そのように集められたこれらのジェントルマンたちによって、その募集条件が決定された。そして、この会合に出席したジェントルマンたちは、彼らの間で、貸し付けについてかなり多くの割り当てを受けるようになることを期待するのが通例であった』。事実、貸し付けは、ほとんどつねに応募が超過していた。それで、募集条件が議会によって承認された後、応募者の最後のリストが大蔵省によって作られ、大蔵省は通常だれかシティの支持者の助言を得て、自由に応募を割り当てたのである。‘three monied Companies’ は、市場におけるそれらの重要な地位と、それらの代表者が普通受けた割り当ての大きさとのために、多くの点からみて、募集条件を交渉するグループの中心的地位を占めることとなった。ただし、それらはカムパニーとしての資格で応募したのではなかった。

ところで、最初の払い込み金が支払われ、領収書が発行されるや、その『仮証券(分け払い済み証書) scrip』は、全額払い済み済みのいわゆる ‘Heavy Horse’ に対していわゆる ‘Light Horse’ として、市場で取り引きの対象となりはじめた。そして非常に投機性のある有価証券と考えられていた。大蔵省は、もし応募者が経済的に弱く、あとの払い込みをまぬがれるために急いで売ることが余儀なくされるならば、公信用にとって危険が起ころうであろうという理由によって、彼らが応募者の中で差別を行なうことや、仲介者を使用することを正当化するのがつねであった。国家に対する団体の債権者として、また『個人の債権者の利益追求の焦点 focus』として、‘three monied Companies’ がその中樞を占めている封鎖的に組み立てられた財政制度は、これらの組織からできていたのである。

しかし、その利益がどのようなものであっても、このような制度は、その募集条件が有利であることが明らかになり、そして考慮に入れるべき財界関係者が無視されているならば、シティーに不満をひき起こすにちがいないということは容易に知ることができる。さらに、この反感は、大蔵省の選択の基礎が単に財政的配慮にのみあるのではないということによって、ますますはげしくなった。政府との契約の割り当てと同じように、応募という利益を受けることも、しばしば政治的な寄与を行なうようにさせるための手段として、あるいはそれを行なった報酬として用いられた。したがって、『金融関係者』は、政府の買収などによる影響力にささえられた不正な寡頭制として、しばしば小市民によって攻撃されたのは当然である。そのうえ、この感情は政治的な結果をももたらした。すなわち、この感情は、シティーの大部分を、これらを利用するつもりでいる議会の野党との提携に追いやったもっとも強力な力の一つであった」(L. S. Sutherland, “Samson Gideon and the Reduction of Interest, 1749—50”, *Economic History Review*, Vol. XVI, 1946, pp. 18—20.)。そのほか、Sutherland, *East India Company*, pp. 23—6; Sutherland, “The City of London in Eighteenth-Century Politics”, p. 51. 参照。

- (2) “The Speech of an Honourable Member of the House of Commons upon the Debate of the Malt Tax, Feb. 19, 1701—2”, quoted by Holmes, *op. cit.*, pp. 154—5. そのほか、Holmes, *op. cit.*, pp. 152—4; Hill, *op. cit.*, p. 200; Dickson, *op. cit.*, pp. 9—10. なお、この当時、金融上の取り引きは主として coffee-houses において行なわれ、証券取引所 the Stock Exchange が独立して設立されたのは 1772年であった (Dickson, *op. cit.*, pp. 490, 506.)。
- (3) Dickson, *op. cit.*, p. 12. そのほか、まだ入手していないが、Charles Wilson, *England's Apprenticeship 1603—1763*, 1965. には、この時期の金融構造についてのすぐれた説明があるようである。
- (4) Hill, *op. cit.*, pp. 173—4, 176—7; Sir Lewis Namier, *England in the Age of the American Revolution*, 2nd ed., 1961, pp. 182—4; Holmes, *op. cit.*, pp. 119—47, 159; Plumb, *op. cit.*, pp. 14—5, 18—9; Lucy S. Sutherland, *The City of London and the Opposition to Government 1768—1774: A Study in the Rise of Metropolitan Radicalism*, 1959, pp. 6—7; Sutherland, “The City of London in Eighteenth-Century Politics”, pp. 54, 58; Sutherland, *East India Company*, pp. 20—1; Hanson, *op. cit.*, p. 5; Hart, *op. cit.*, p. 154. そのほか、Foords, *op. cit.*, pp. 120, 178 n.1. 参照。
- (5) Hart, *op. cit.*, Introduction x-xi; Holmes, *op. cit.*, pp. 150—1, 158—9, 162

- 3. そのほか、Sir George Clark, *Three Aspects of Stuart England*, 1960, p. 42. 参照。なお、Bolingbroke の著作については、Augustus M. Kelley から *The Works of Lord Bolingbroke*, 4 vols., 1967 (Reprint of the 1841 Edition). が出版されているが、まだ入手することができなかった。
- (6) Holmes, *op. cit.*, p.176; Hart, *op. cit.*, pp. 30—1; G. E. Mingay, *English Landed Society in the Eighteenth Century*, 1963, pp. 85, 216.
- (7) Hart, *op. cit.*, p. 60.
- (8) Holmes, *op. cit.*, pp. 169—70, 169 n.69. なお、マルクスも「これらの銀行貴族、金融業者、金利生活者、仲買人、株式取引人、証券投機師一味の突然の出現が、当時の人々にいかなる影響を与えたかは、当時の諸著書、たとえばボリングブルックのそれが示すところである」と述べている（向坂逸郎訳『資本論 四』〈岩波文庫、昭和37年〉337ページ）。
- (9) Dickson, *op. cit.*, pp. 18, 20.
- (10) Plumb, *op. cit.*, pp. 15, 19; Hart, *op. cit.*, pp. 18, 37.

以上のように、この Bolingbroke の論説は、さきの “*Political Register*” の1768年1月号の記事が述べているような、「都市のラディカルズの先駆者たち」<sup>(1)</sup>あるいは彼らのいわゆる ‘middle-class radicalism’<sup>(2)</sup> の意識の発生基盤を、主として財政構造から、明らかにしたものである。そして、そこでは、もっとも富裕な大市民（特権商人）Magnati と小市民（中小商人）Popolani との、いわゆる「二種の資本主義的行動の対立 Gegensatz der beiden Arten kapitalistischer Gebarung」<sup>(3)</sup> というテーマが、一貫して示されている。

ところで、つぎのような二つの史料がある。一つは、1761年3月 Lord Bath の秘書であった John Douglas (1721—1807年)<sup>(4)</sup> が書いた “*Seasonable Hints from an Honest Man on the present important Crisis of a new Reign, and a new Parliament*” というパンフレットの一節である。それは、特権商人について、「もしわれわれの下院が、トレードに従事し、それを営むのに都合のよい地位を得るためののみ、立候補したひとびとで占められるようなことになれば、〔政府との〕契約 contracts・〔政府関係の〕請負 jobs・〔国債の〕応募 subscriptions・〔政府に対する〕貸し付け loans・〔政府関

係の] 送金 remittances など——これらで大臣たちは彼らに利益をあたえることができるのであるが——は、彼らにとって誘惑物となり、それは国民を危険な計画や、破滅におとし入れるような失費にまきこむおそれがある。それゆえ、われわれの代表者として、多数の欲の深い証券所有者を〔選ぶことを〕おそれるか、多数の貧しい官職についているひとびとを〔選ぶことを〕おそれるか、どちらのほうに十分な理由があるか、わたくしにはわからないくらいである」と述べている<sup>(5)</sup>。

もう一つは、1761年11月ロンドン・シティのリーダーで、当時ロンドン・シティ選出の下院議員であった William Beckford (1709—1770年)<sup>(6)</sup> が下院で「民衆 the people の意見」について言及した演説である。そこでは、「民衆の意見は大いに考慮すべきことがらである。〔ただし、民衆という場合〕わたくしは下層のひとびと mob を意味するのではない。〔彼らは〕最高の地位のひとびとでもなければ、最低の地位のひとびとでもない。浮きかすは、たぶん残りかすと同じように不潔なものである。それでは、約200人の名門のひとびとからなっている、あなた方の重要視している貴族についてであるが、彼らは国民の大多数に対してどのような関係にあるのだろうか。じつは、彼らは〔国民の大多数にとって〕従属者である。……彼らは社会の一般のひとびとに対して支払うよりも、より多くのものを受け取っている。もしあなたが彼らのすべての収支計算を行ない、その差し引きを正直に示すならば、結局、彼らは彼らの収入の三分の一以上を社会の一般のひとびとに負っていることが明らかである。わたくしが民衆の意見ということについて述べる時、わたくしは〔民衆によって〕、イギリスの中産階級のひとびと the middling people of England, すなわち製造業者 manufacturer, ヨーマン yeoman, 商人 merchant, カントリー・ジェントルマン country gentleman など日盛りの暑さに耐えているひとびとを意味している。……彼らは国民の状態や行動の影響をもっとも多く受け、そのために安心したり、不安になったりしているので、彼らはそれに干渉する権利をもっている。そして、この



ように限られた範囲において理解されているイギリスの民衆は、穏やかな、善意の、そして非常に賢明な民衆であり、彼らがただしく統治されているかどうか、世界中の他のいかなる国民よりもたぶんよく知っている」と、中小商人などの‘middling people’の重要性が主張されている。<sup>(7)</sup>

これらのパンフレットや演説は、「主要な富の創造者」と彼ら自ら思っていた‘middling people’にとって、議会における議席は彼らの望むことのできないものであり、しかも、富裕な大商人は議席をもっているが、「全く寄生的な役割をもっているにすぎない存在」で、中小商人をも、またその商業上の利害をも代表していないという当時の状態を、ひなんしているのである。そしてさらに、このひなんの底流には、大商人が政府からあたえられている国債の応募などについてのいわゆる「恩顧 favours」に対する、ロンドン・シティを中心とする‘middling people’のねたみ、あるいは、それと深くからみあった貴族や有力なジェントリーに対する、彼らの17世紀あるいはそれ以前からの伝統的・潜在的な敵対意識があるということが、ヴィヴィッドに示されている。要するに、階級対立、あるいはそれ以上に、‘court’と‘country’との対立関係に深く根ざした‘middling people’の、金融関係者の「不正な寡頭制」に対する社会的・経済的・政治的不満こそ、18世紀イギリス社会がもっていた問題の一つであったということが確認できる。<sup>(8)</sup>

いずれにしても、Lucy Sutherland 博士もすでに主張していることであるが、政治構造と深くからみあったこの「二種の資本主義的行動の対立」というシエーマは、18世紀イギリス社会の展開過程や、いわゆる‘Wilkes and Liberty’にはじまるラディカリズム運動への傾斜をはあくするためには、きわめて有効性をもった視角の一つではないかと思う。

註 (1) Sir Lewis Namier, *Personalities and Powers*, 1955, p. 33.

(2) Maccoby, *op. cit.*, p. 86. そのほか、‘eighteenth-century Radicalism’あるいは‘metropolitan Radicalism’などとも呼ばれている (Sutherland, *The City of London and the Opposition to Government*, pp. 4, 14.)。

- (3) Sutherland, “The City of London in Eighteenth-Century Politics”, p. 55; Max Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, Bd. I, 1963, S. 202; 梶山力・大塚久雄訳『プロテスタントの倫理と資本主義の精神』下巻（岩波文庫，昭和37年）242ページ。
- (4) *The Dictionary of National Biography*, Vol. V, 1963—4, pp. 1242—3.
- (5) Sir Lewis Namier, *The Structure of Politics at the Accession of George III*, 2nd ed., 1957, pp.45, 45n.1; D. B. Horn and Mary Rasome ed., *English Historical Documents, 1714—1783* (D. C. Douglas ed., *English Historical Documents*, Vol. X), 1957, pp. 201—4.
- (6) *The Dictionary of National Biography*, Vol. II, 1963—4, pp. 80—2. なお，Beckford については，特に Sutherland, *The City of London and the Opposition to Government*. 参照。
- (7) Sutherland, “The City of London in Eighteenth-Century Politics”, p. 66; Ian R. Christie, *Wilkes, Wyvill and Reform: The Parliamentary Reform Movement in British Politics 1760—1785*, 1962, p. 9. そのほか，Sutherland, *The City of London and the Opposition to Government*, p. 10.
- (8) Christie, *op. cit.*, pp.9,223; Sutherland, “The City of London in Eighteenth-Century Politics”, pp. 55—6, 61; Sutherland, *East India Company*, pp. 21—2; Sutherland, “Samson Gideon and the Reduction of Interest”, p. 20.